情 報 倶 楽 部

２０２６年１１月

Ｎｏ．３０６

編集発行人　　税理士　　細　見　秀　樹
〒663-8113　西宮市甲子園口２丁目９番２号 米田ビル２０３　ＴＥＬ：0798 - 66 - 3400
お問い合わせメールアドレス：taxes@hosomi-office.com

法　人　税

★ 中小企業の設備投資と即時償却

Q. 中小企業の設備投資税制と即時償却はどのような内容になっていますか？

A. 中小企業が設備投資を行った場合、一定の要件を満たせば、購入した設備の金額を取得した年度に全額経費にできる「即時償却」を利用できます。

代表的な制度として「中小企業経営強化税制」があり、令和８年度税制改正では、新たに「大胆な設備投資促進税制」も創設されました。

中小企業経営強化税制では、認定を受けた経営力向上計画に基づいて一定の設備を取得し、事業に使用した場合、原則として即時償却か、取得価額の10%（資本金3,000万円超の法人は7%）の税額控除を選択できます。

一方、大胆な設備投資促進税制は、一定規模以上の設備投資を対象とし、建物についても即時償却が可能です。ただし、投資額5億円以上、投資利益率15%以上など、中小企業経営強化税制より厳しい要件が設けられています。

注意したいのは、この二つの制度を同じ事業年度に併用できないことです。大胆な設備投資促進税制の投資計画期間中は、原則として中小企業経営強化税制を利用できません。

設備投資を予定している中小企業は、投資額や設備の種類、建物を含むかなどを確認し、どちらの制度が有利かを事前に検討することが大切です。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm

消　費　税

★ 消費税の軽減税率が適用される取引

Q. 消費税には標準税率と軽減税率がありますが、軽減税率が適用される取引はどういう取引ですか？

A. 消費税には標準税率10%と軽減税率８%があり、軽減税率が適用される取引は限定されています。代表的なものが、酒類と外食を除く飲食料品の販売です。

米、野菜、肉、魚、菓子、飲料、調味料などは原則8%ですが、ビール、日本酒、ワインなどの酒類や医薬品などは10%となります。

同じ飲食料品でも、販売方法によって税率が変わります。弁当や総菜などを持ち帰るテイクアウトは８％ですが、店内のテーブルや椅子を利用して飲食する場合は「外食」となり10％です。店内飲食か持ち帰りかは、原則として販売時のお客の意思表示で判断します。また、料理を指定された場所へ届け、配膳なども行うケータリングは10％となります。

さらに、一定の新聞も８％の対象です。週２回以上発行され、定期購読契約に基づいて購入する新聞が該当します。一方、駅やコンビニでその都度購入する新聞、電子版の新聞、雑誌や書籍は10％です。

事業者は売上だけでなく、会議用の茶菓子や贈答用食品などの経費についても８％と10％を区分して経理する必要があります。インボイスの税率表示も確認し、正しく処理することが大切です。

来年度、食品１％への変更など対象になる項目が複数になると思われます。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6102.htm

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/01.pdf

所　得　税

★ 小規模居住用家屋の改修工事をした場合

Q. 小規模居住用家屋を改修した場合に税務上の特例が受けられるようになったとか。どんな内容ですか？

A. 住宅のバリアフリーや省エネ、三世代同居、子育て対応など一定の改修工事を行った場合には、所得税から一定額を差し引ける税額控除があります。

これまでは、原則として改修した住宅の床面積が50㎡以上であることが要件とされていました。

令和８年度税制改正では、世帯人数の減少などを踏まえ、床面積が40㎡以上50㎡未満の「小規模居住用家屋」についても、この税額控除を利用できる特例が設けられました。

ただし、この特例を利用できるのは、その年の合計所得金額が1,000万円以下の人に限られます。

また、バリアフリー改修では、本人や同居する親族が要介護・要支援の認定を受けている場合などが対象となります。

該当するかどうかは、原則として改修した住宅に住み始めた年の12月31日の状況で判定します。

12月31日時点でまだ認定を受けていなくても、認定を申請中で、確定申告書を提出するまでに認定されれば、要介護認定等を受けている人として取り扱うことができます。

今回の改正により、比較的小さな住宅でも改修工事の税制優遇を受けやすくなりました。リフォームを予定している場合は、工事内容だけでなく、床面積や所得などの要件も事前に確認しておくことが大切です。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1219.htm

★ 青色申告特別控除の 75 万円控除

Q. 青色申告特別控除が75万円になるそうですが、届出等の提出が必要ですか？

A. 令和８年度税制改正により、個人事業者などが利用できる青色申告特別控除が見直され、令和９年分の所得税から最大75万円の控除が受けられるようになります。これまで控除額は最大65万円でしたが、一定の電子化要件を満たすことで、さらに10万円上乗せされます。

75万円控除を受けるためには、複式簿記で帳簿を作成し、期限内にe-Taxで確定申告をすることに加え、二つの方法のいずれかに対応する必要があります。

一つは、仕訳帳や総勘定元帳を一定の要件を満たした「優良な電子帳簿」として保存する方法です。

もう一つは、国税庁長官が定める基準に適合したシステムを利用して、電子取引データを適切に保存する「デジタルシームレス保存」です。

また、75万円控除を受けるには、確定申告期限までに所定の届出書を税務署へ提出する必要があります。

届出は適用を受ける最初の年に行えばよく、取りやめの届出をするまでは毎年提出する必要はありません。

令和９年分以後の控除額は「75万円、65万円、10万円」の3段階となります。75万円控除を利用したい場合は、申告時になって慌てないよう、対応する会計ソフトの導入や電子帳簿の保存方法などを早めに確認しておくことが大切です。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyo/0026007-003_02.pdf

その　の　他

★ 売上除外を見つける方法

Q. 税務調査では、売上除外をどのようにして見つけるのですか？

A. 税務調査では、会社の帳簿だけを調べて売上の計上漏れを見つけるわけではありません。国税当局は、取引先などから情報を収集し、会社の申告内容と照合することで、帳簿に載っていない売上を把握することがあります。例えば、工場で発生する廃材やスクラップの売却収入もその対象です。

スクラップなどの買取業者は、原則として売却者の本人確認を行うため、売却者の氏名や勤務先、所在地などを把握しています。国税当局は買取業者を訪問してこうした情報を収集し、売却した会社を管轄する税務署へ送付します。そして、その会社が売却代金を雑収入などとして正しく計上しているかを確認します。

帳簿に収入が見当たらなければ、税務調査の対象となり、工場などを訪れて詳しく確認されることがあります。調査ではスクラップ置場だけでなく、機械設備と固定資産台帳の照合、棚卸資産や貯蔵品、領収書、社内の掲示板なども確認し、売上や資産の計上漏れがないかを調べます。

売却収入を意図的に帳簿から除外していた場合は、仮装・隠蔽として重加算税の対象となります。また、そのお金を従業員との飲食や得意先の接待などに使って領収書が残っていても、原則として会社の経費には認められません。